

学修成果に係る評価基準（松山東雲短期大学）

12 学業成績判定に関する規程

（根 拠）

第1条 学則第27条第2項に基づきこの規程を定める。

（成績判定及び試験）

第2条 学業成績は、試験、研究報告及び学修状況などを総合して判定する。

2. 学期末試験は、各授業科目の単位認定期に実施する試験である。

3. 学期末試験に関する規則は別に定める。

第3条 次の各号のいずれかに該当する学生については、当該授業科目の学業成績の判定をしない。ただし、教授会において正当又はやむを得ない事由があると認められた場合についてはこの限りではない。

(1) 履修登録をしていない者

(2) 欠席回数が開講回数の3分の1を超える者

(3) 休学中の者

(4) 所定の学費を定められた期日までに納入していない者

(5) 試験に際し、不正行為を行った者

(6) その他、教授会において学業成績の判定を受けることが適当でないと決議された者

第4条 第2条によって判定され、教授会の議を経て確定した学業成績は取り消すことができない。ただし、教授会で正当と認められた場合についてはこの限りではない。

（成績評価）

第5条 学業成績判定の評価は、次のとおりとする。

(1) 秀 100～90点 優 89～80点 良 79～70点
可 69～60点 不可 59点以下

(2) 再試験の評価は最高60点とする。

2. 前項の規定にかかわらず、以下の授業科目については、学業成績を合格・不合格をもって表す。

「保育ゼミナールⅠ（保育科専門科目）」

「保育ゼミナールⅡ（保育科専門科目）」

「保育者のためのピアノ基礎Ⅰ（保育科専門科目）」

「保育者のためのピアノ基礎Ⅱ（保育科専門科目）」

「栄養ゼミナールⅠ（食物栄養学科専門科目）」

「栄養ゼミナールⅡ（食物栄養学科専門科目）」

現代ビジネス学科キャリアアップ講座の全ての授業科目

3. 欠席回数が授業開講回数の3分の1を超えた場合、又は試験に際し、不正行為を行った場合等は、「失格」と表示する。

4. 他大学等で修得した単位については、原則として「認定」と評価する。

（成績通知）

第6条 学業成績は、成績通知表で学生に通知する。

第7条 学業成績について次の各号に該当すると判断した場合には、指定の期間内に教務課に申し出た場合に限り照合を行う。ただし、土・日・祝日は受付できない。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス等により学生に周知している授業の到達目標や評価方法から明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

附 則

この規程は2024年4月1日より施行する。

13学期末試験の実施に関する規則

第1条 学業成績判定に関する規程第2条第3項に基づき、この規則を定める。

第2条 学期末試験を実施する場合は、時間割に従い行うことを原則とする。
ただし、必要に応じ、試験の日時、場所等の調整を行うことがある。

第3条 学期末試験を実施する場合は、授業科目名、日時、場所、実施方法、留意事項を原則として14日前までに通知する。

第4条 試験監督者は、試験に際し別表「受験者心得」及び前条の通知事項を受験者に遵守させる。

第5条 次の事由により受験できなかった学生に対して追試験を行うことがある。

事 由	証 明 書
公欠席が認められたもの	公欠席許可通知
公欠席が認められない病気又はけが	医師の診断書又は受診が証明できるもの 注)1
公共交通機関の途絶又は延着	最寄駅の証明書
公欠席が認められない忌引	会葬礼状
災害等	被災証明書
公欠席が認められない課外活動の公式試合	学生支援課の証明書
その他やむを得ない事由	事由書

注)1 受診が証明できるものは、本人氏名・受診日・受診機関名が記載されているものとする。

2. 追試験を受けようとする者は、事前又は試験日以後1週間以内（当日を含めて7日以内。ただし、土・日・祝日は受付できません。）に本人が「追試験願」に証明書を添付して、教務課に願い出なければならない。

3. 追試験は、通常の授業期間内で行うことを原則とする。

4. 通常の授業期間で試験が実施できない場合は、学期末の集中講義期間などを利用して実施することができる。

別表「受験者心得」

- 1 試験の実施日時・場所等は各自が事前に掲示等で確認すること。
- 2 試験に際しては学生身分証明書を必ず机上に置くこと。
※学生身分証明書を携帯していない者は、監督者の指示を受けること。
仮身分証明書発行場所 教務課
- 3 試験開始時刻までに所定の席に着くこと。
- 4 定刻より15分以上遅刻した者は原則として受験できない。
- 5 携帯電話等は電源を切り、荷物とともに座席下に置くこと。
- 6 机上には、指示された物以外は置かないこと。
- 7 試験開始後は、原則として途中退場は認めない。
- 8 答案用紙は、持ち帰ることができない。氏名等必要事項の記入に漏れがないことを確認し必ず提出すること。
- 9 追試験に該当する事由により試験を受験できなかった場合は、欠席の事由を証明する書類を添えて、速やかに教務課に届け出ること。
- 10 不正行為をした者については、当該授業科目の学業成績を判定しない。また、その程度に応じて学則に定める懲戒処分を行う。

第6条 卒業年次に限り、学業成績判定資格を有する科目について2科目以内の修得単位数不足のため卒業資格を得ることのできない者、又は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、栄養士資格を得ることのできない者に対しては、本人の願い出により再試験を行うことがある。ただし、再試験を願い出ることができるのは、卒業年次に履修した2科目以内とする。

2. 再試験を受けようとする者は、各学期の指定の期間内（土・日・祝日を除く）に本人が「再試験願」を教務課に提出し、所定の手続きを行わなければならない。

附 則

この規則は2026年4月1日より施行する。ただし、第6条については2026年4月1日現在在籍する全学生に適用する。